

第 31 節 形態 1 9

(網構成)

第 128 条 当社網と直接協定事業者網間の回線網の構成は次のとおりとします。

- (1) 当社の中継局イーサネットスイッチにおける LAN 型通信網間接続装置と直接協定事業者の電気通信設備との接続は、本則の相互接続点の設置場所に定める相互接続点単位に行うものとします。
- (2) 当社網と直接協定事業者網の間における冗長構成及びそれに伴う接続条件については、当社と直接協定事業者間の協議にて決定するものとします。

(インタフェース仕様)

第 129 条 当社網と直接協定事業者網の間で使用するインタフェース仕様は技術的条件集別表 38 のとおりとします。

(その他接続に必要な事項)

第 130 条 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。